

# 近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(中の二)

——信州木曾山地方と王瀧村を中心として——

大崎 晃

## 一 問題の所在

## 二 農業

- (一) 享保検地
- (二) 年貢考
- (三) 下用米慣行
- (四) 切畑開発の緩和
- (五) 真綿・麻・綿布

## 三 林業

- (一) 尽山化と木年貢の廃止(以上前々号)
- (二) 御用仕出と柚・日用・筏番
  - ① 御林の成立と御用仕出
  - ② 代官山村家と山伐・運材労働
- (三) 手前金運上仕出と材木商人
  - ① 手前金運上仕出の成立
  - ② 商人仕出の経営複合化(以上前号)
- (四) 御手山仕出(以下本号)

- ① 林業をとりまく背景
- ② 御手山仕出と濃州付知山
- ③ 信州伊那三ツ沢山
- ④ 甲州郡内領奥山
- ⑤ 御手山仕出の限界

## (五) 漆木植栽

- ① 目的と奨励策
- ② 植栽管理と漆実流通
- ③ 漆木植栽策の行方
- (六) 御免木と切替金(以下次号)

## 四 幕末の状況

- (一) 御用仕出未済金
- (二) 柚の他村出稼
- (三) 往還勤方と御救手当
- (四) 庄屋松原家と村方

## 五 結語

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(中の二)

### 三 林業

#### (四) 御手山仕出

##### ① 林業をとりまく背景

本節の課題を進めるにあたり、ここで木曾山地域における当時の山伐仕出の推移を概括することが必要だが、これを定量的・時系列的に把握できる史料はきわめて少ない中であって、所三男著『近世林業史の研究』<sup>(83)</sup>採録の「木曾惣山并三ヶ村御材木員数」は有効である。本稿もここから出発するが、数値的根拠となる原史料「寛文五巳年より安永六酉年迄木曾惣山并三ヶ村七宗山御材木惣木数員数控」<sup>(84)</sup>に対する所氏の解釈には、私見と見解を異にする部分若干存在する。そこで同史料の引用箇所と、所氏作成の原表を私見に基づいて改変した〔表18〕を次に掲げる。

寛文五巳年より安永六酉年迄木曾惣山并追々三ヶ村七宗山

より仕出候御材木共并其外仮取改惣木数員数

寛文五巳年迄元文三年迄

一 壹億六千七百三拾壹万四千九百七拾九数

元文四未年迄延享元子年迄

一 八拾万七千五百六拾九数

(中略)

延享二丑年迄安永六酉年迄(但し安永五・六年欄は記録なし)

木数ノ八百式拾九万四千四百五拾四数

寛文五巳年より安永六酉年迄

惣木都合壹億七千六百四拾壹万七千式数

〔表18〕は木曾山地域の山伐仕出が、元文期で区切った場合の近世前期に比べて、後期は大幅に減少したことを示している。しかしこの包括的数表では減少に転じた過程や背景等は何もわからず、それを知るには別の記録が必要である。

例えば濃州恵那郡裏木曾三ヶ村の山伐仕出事情の記録では、「三ヶ村之義者何之時来も無御座所ニ而、御拝領已前分御免板壹万枚被下置百姓中本切仕り角倉へ売払、御影ニ而御年貢諸役相勤候所、四拾年已前分御公儀様江売上申候へと被為仰付、板角ニ伐替式拾八年已前迄売上申候、桧尺之中瓦糶物ニ切替へ拾六年已前迄売上申候、白鳥買上之儀者拙者共ニ被為仰付候、其以後商人並ニ者被為仰付間敷候間、分分ケニ仕り拙者共才覚之金子ニ而百姓中ニ本切為仕候へと被為仰付畏奉存、当年迄拾六年(間)三分壹厘之分分ケニ而仕出申候、錦織物依頼代金も才覚之金子ニ而相払御勘定之節請取申候、先年者槽三万三千丁宛仕出候へ共、近年者木数も出来不申漸く式三千丁宛仕出申候、木品悪敷罷来山出入用も大分懸り仕当ニ相不申候、其上式三年者諸木下直ニ御座候へ年々損金仕り問屋分右衛門方ニ大分之借金ニ罷来、去ル午未両年御請仕候七千五百丁之内漸く半分川狩仕り、残ル分山本仕川狩仕り義罷成不申之間少々之家財用地をも金ニ代替払申、川狩之儀者問屋分右衛門を頼川狩仕置ニ御座候(以下略) 元禄四未年十二月恵那郡川上・付知・加子母村 各庄屋連署」とあり、山伐仕出の好況は寛文一元文期迄と推定される。すると〔表18〕の元文―安永期は、長い近世全体の中では山伐仕出の後退転換期と位置づけられる。

さて、このように時代設定すると、近世木曾山林業史において豪商による採材が進んだ結果資源賦存量が減少し、山伐仕出活動にかげりがみえ始

めた元禄期前後、この事態に直面した中堅材木商人の対応行動の検証は既に報告した(第三章第二・三節)ので、本節はその後を対象とする続報にあたる。

② 御手山仕出と濃州付知山

林業資源の減耗が顕著になると、御林(藩有林)に対する山伐仕出の仕事は減少し、材木商は手前金運上仕出から仲買業や金融・投資等他業種の兼業化を強めた。しかしかかる事態は一方では山村経済窮状打開のために、庄屋等山村在地の有力者を請負元締とする本伐仕出の出精をみることもなった。

〔表18〕 木曾山・裏木曾仕出木総数

年 度	材 種	木 数	年平均木数
寛文5年～元文3年 (74年間)		167,314,979	2,261,013
元文4年～延享元年 (6年間)		807,569	134,595
延享2年～安永4年 (31年間)	板・樽共	8,294,454	267,563
寛文5年～安永4年 (111年間)	板・樽共	176,417,002	1,589,342

(注) 所三男作成の原表(所三男『近世林業史の研究』吉川弘文館、658頁)を一部改変。  
出所史料 「安永七年 寛文五己年ヨリ安永六酉年迄木曾惣山并三ヶ村七宗山御林惣木数員数控」  
(徳川林政史研究所所蔵)

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(中の一)

それでは信州木曾に隣接し美濃に属すが尾張藩領に含まれ、享保一四年に上松材木奉行の支配になるまで藩庁国奉行の下にあり、一部に木曾とは制度上で異なる面もあつた裏木曾三ヶ村(加子母・付知・川上)中の付知村と、木曾王瀧村の林材仕出委託事業からみていこう。まず付知山と王瀧村連繋の端緒である。

一札之事<sup>(86)</sup>

一 槽詰式千五百拾六挺去未之年残り、右者未之年分四千挺御願被成、之内千四百八拾四丁者未之年苗木曾七殿金元ニ而御頼御仕出之由、残り槽申之年<sup>(享保一三)</sup>中御不手廻故御延引ニ付三年伐御願茂相済候ニ付、来酉之春今本切仕出槽皆済致くれ候様ニと御頼ニ付、私自分金ニ而本切御請合申候(中略)御山受取為山手金槽代金百五拾両ニ相定、之内百拾両申之暮ニ相渡し、残而四拾両者右残槽之材木錦織着之上ニ而相渡し可申候

(後略)

享保十三年申十二月

木曾上嶋 松原彦右衛門

濃州付知村 田口忠左衛門殿

本切仕出請負人が、以前の苗木町材木商木曾屋曾七郎から王瀧村庄屋松原彦右衛門へ交替した。その理由は「御不手廻」としか記されていないが、木曾屋曾七郎からは付知村へ次のように通知された。

覚<sup>(87)</sup>

去未之年分其元御請合之槽詰四千本之内千四百本余私仕出し申候、残槽之儀式千五百本余来酉之春今松原彦右衛門殿江御頼御仕出之由、尤前度私仕入金出入茂御座候得共、此度松原彦右衛門殿江御仕出之材

木二付、私方并名古屋問屋兼山屋共ニ少茂構申儀無御座候、前度申合之通問屋之儀者名古屋兼山屋与市殿江、材木頭迄茂御守可被成候、為其如此ニ取計候以上

申十二月八日

苗木町 山下曾七郎

付知村 田口忠左衛門殿

木曾屋による付知村の槽四千挺の仕出は、享保一四年から二、五〇〇挺余として王瀧村松原彦右衛門に交替したが、木曾屋においては「少茂構申儀無御座」と、本切仕出から積極的に撤退した意向が推察されてくる。さらに理解にむけて次の記録を補っておく。

一札<sup>(88)</sup>

三ヶ村之内付知村明御山分所田口忠左衛門殿御請合被成候、未年槽詰四千挺之内式千五百挺余此度御仕出被成候由、依之忠左衛門殿江前々御運上差引并相方金差引候而出入毛頭無之候、然上者御仕出之諸木白鳥出次第請取段ニ入札を以相払、諸運上等木代并問屋支配入用引残金時々申仕切を以無相違相渡可申候、為後日一札差出候所如件

享保十三年十二月

兼山屋与市

松原彦右門殿

ここから、山伐対象地が「明御山」すなわち村の入会民有林であること、在地元縮の田口忠左衛門は付知村庄屋であること、山伐仕出木材の名古屋白鳥木場の荷請人は兼山屋与市であることがわかる。かくして結ばれた付知村と仕出請負人の契約書の要点は次のとおりであった。

覚<sup>(89)</sup>

(前略)

一未之年御請合之槽四千挺之内千四百八拾四挺木曾屋曾七殿ニ而相勤、残り式千五百拾六挺貴殿江御頼御引請相談申候、依之未之年御書上之写を相渡し申候、槽詰御取次之儀者御勝手次第第二指支無候様ニ御頼可申候

(中略)

一金百五拾両、依二ヶ所御年貢板仕出取次之分山手金并式千五百拾六挺槽代金共ニ如斯相定申候、右百五拾両之内只今百拾両請取残り四拾両錦織着之節受取可申候

(中略)

一杣日用之儀木曾分御連可成候、此方百姓共参度者共者杣日用頭共と相对ニ而参可申候、村方杣日用組等願仕り申間敷候  
一川下ヶ之内当村者勿論他領錦織白鳥迄之儀、諸本メ並諸事請ちん無之候様ニ御願申上埒相对可申候  
一未之年残槽式千五百拾六挺ニ付木曾屋曾七殿方金銀者不及申、其外いか様之出入之有共少も貴殿江御苦勞かけ申間敷候

(中略)

享保拾三年申十二月

濃州付知村 田口忠左衛門

木曾上嶋 松原彦右衛門殿

かくて付知村へ納める運上金たる「山手金」と「槽代」の合計額を一五〇両とし、毎年定額とされた。そして杣・日用は仕出請負人の王瀧村から雇用の上入山し、現地付知村からは原則雇用されない。これは見方によつては村持民有林を入山料前納制の下で、買手は採木運搬を自己負担で

営む事業とみることもできる一方、売手は入山料込みで木材の一括前売と  
みることもできる。この仕出形態は御手山仕出とも呼ばれる。

借用申金子之事<sup>(90)</sup>

一金百拾両也

右之金子申之上納金村方入用金ニ借用仕候処実正也、証文申候御約  
束仕候山相渡し可申候、来酉之春<sup>(享保一四)</sup>材木御仕出し可被成候、若右之  
山々之義ニ付指支御座候ハ、右之金子為る村中急度返遣可仕候、為  
後日一札如何様共御座候

享保拾三年申十二月

(付知村)田口忠左衛門<sup>(印)</sup>

同 重右衛門<sup>(印)</sup>

同 善右衛門<sup>(印)</sup>

松原彦右衛門殿

御手山仕出では山手金等が定額先払い制で、一一〇両と四〇両の分轄払  
だが、それでも伐出在地村では期待が大きかった。一方仕出側の王瀧村仕  
切帳には直接その記録はない。

付知山松物仕切帳<sup>(91)</sup>

一 四百四拾挺 桧五尺中

一 四拾挺 同四尺大中

一 三拾挺 同式尺五寸大中

木ノ五百拾挺 鉄屋万十郎船

運賃金五両壹分銀拾匁五歩 両替六拾匁壹歩

此銀三百式拾六匁式厘

一 四百式拾挺 桧五尺中

一 五拾五挺 同三尺式寸中

一 式拾五挺 同式尺五寸大中

木ノ五百挺 鉄屋長五郎船

運賃金五両貳分銀六匁 両替六拾匁壹歩

此銀三百三拾六匁五歩五厘

一 三百九拾挺 桧五尺中

一 六拾挺 同四尺五寸大中

一 八拾挺 同三尺式寸大中

一 五拾五挺 同式尺五寸大中

木ノ五百八拾五挺 近藤徳助船

運賃金七両 両替六拾匁四歩

此銀四百式拾式匁八歩

一 貳百挺 桧五尺中

一 拾六挺 同四尺大中

一 八拾五挺 同式尺五寸大中

木ノ三百壹挺 生田忠大夫船

運賃金三両貳分 両替六拾匁三歩

此銀貳百拾壹匁五厘

運賃合金式拾壹両壹分銀拾六匁五歩

此銀壹貫貳百九拾六匁四歩貳厘

木数合千八百九拾六挺

右之売

一 五拾六挺 桧四尺大中

代銀四百四拾八匁 銀八匁替

一百三拾五挺 桧三尺式寸大中

代銀九百四拾五匁 銀七匁替

木ノ百九拾壹挺

代合銀壹貫三百九拾三匁

内払

一銀壹貫貳百九拾六匁四歩貳厘 運賃払

一銀九拾九匁三歩壹厘 拼賃

一銀拾三匁九歩三厘 口銭

ノ銀壹貫四百九匁六歩六厘

引残銀拾六匁六歩六厘

右之通銭算用残銀御取替候仕成処如件

享保十六年亥九月十二日

松原彦右衛門殿

残木

一千四百五拾挺 桧五尺中

一六拾挺 同四尺五寸大中

一百九拾五挺 同式尺五寸大中

ノ千七百五挺

享保一七年の付知山山伐仕出は一七回は行なわれ、年間の仕切結果は〔表19〕に示した。山代金等一五〇両を差引いても長期的にみれば利益を出していることが読みとれる。例えば享保一六年の場合当年度決算は赤字だが、この年は四割程の残木があり、これはかなりの繰越資産を有していることを意味し、したがって、翌一七年には黒字になっている。

③ 信州伊那三ツ沢山

商人手前金仕出の後退によって広がった百姓請負仕出ともいうべき仕法は、請負人が林業資源賦存量の大きな山を求めて藩領外へ目をむけるとともに広がっていった。三ツ沢山は中山道が木曾檜川村桜から牛首峠・小野

板屋孫三郎印

差引支拂銀	
	両ニ替へ
匁	両
16.66	
917.23	15.1残り銀
1,105.15	19.0残り銀
1,566.00	27.0残り銀
594.37	10.0残り銀
792.71	13.2残り銀
758.83	13.0残り銀
850.56	14.2残り銀
632.76	10.3残り銀
7,234.27	120.2残り銀 (山手金150.0未済)
4,649.06	79.0残り銀
5,261.00	89.2残り銀
1,704.36	29.1残り銀
1,599.18	27.2残り銀
2,872.55	48.2残り銀
7,833.63	132.3残り銀
1,461.01	25.0残り銀
749.79	12.3残り銀
818.75	14.1残り銀
946.83	16.1残り銀
1,119.03	19.1残り銀
1,411.56	24.1残り銀
942.99	16.1残り銀
1,302.24	22.1残り銀
1,103.97	19.0残り銀
1,750.66	30.0残り銀
878.52	15.0残り銀
36,302.81	605.0残り銀 (山手金150.0未済)

[表19] 濃州裏木曾付知山松原家本伐請拂仕切

年月日	扱い材木間屋	伐出木数			支払銀	経費銀と内訳				
		今回売木	残木			口銭	運賃	極賃	為替代他	
		挺	挺	挺	匁	匁	匁	匁	匁	匁
享保 16. 9.12	大坂 板屋孫三郎	3,601	1,896	1,705	1,426.32	1,409.66	13.93	1,296.42	99.31	
16. 9.12	大坂 八萩屋権兵衛	570	130	440	1,322.20	404.97	13.22	385.75	6.00	
16. 9.22	大坂 天満屋助右衛門	190	190		1,353.32	248.17	61.16	221.99	11.30	1.71
16.10.22	江戸 米津久右衛門	255	255		1,754.74	179.74	36.77	130.50	4.90	7.57
16.10.22	天満屋助右衛門	120	120		773.33	178.96	26.22	145.00	2.40	4.90
16.11. 6	天満屋助右衛門	150	150		966.65	173.94	33.33	130.50	3.30	6.81
16.12. 2	米津久右衛門	145	145		934.44	175.61	32.22	130.50	6.52	6.37
16.12.16	米津久右衛門	160	160		1,031.11	180.55	35.55	130.50	7.20	7.30
16.12.22	天満屋助右衛門	145	145		934.44	301.68	32.22	261.00	2.90	5.56
計		5,356	3,191	2,145	10,487.55	3,253.28				
17. 1. 5	板屋孫三郎	2,640	1,120	1,520	5,117.00	467.94	51.17	379.87	36.90	16.50
17. 1. 5	八萩屋権兵衛	1,031	1,031		5,846.80	585.80	58.36	476.50	50.84	
17. 1.16	米津久右衛門	220	220		2,138.97	492.61	75.76	391.50	10.52	14.43
17. 1.26	米津久右衛門	265	265		1,953.84	354.68	63.39	261.00	12.62	13.67
17. 3. 5	八萩屋権兵衛	391	391		3,125.00	252.45	11.70	240.75		
17. 3. 5	板屋孫三郎	1,530	1,530		7,912.75	79.12	79.12			
17. 3.16	天満屋助右衛門	300	300		1,933.33	472.32	66.66	387.41	6.00	12.25
17. 4. 6	天満屋助右衛門	150	150		966.66	216.87	33.33	174.00	3.00	6.54
17. 4.16	米津久右衛門	120	120		995.95	177.20	34.34	130.50	5.50	6.86
17. 5.16	天満屋助右衛門	175	175		1,127.77	180.94	38.88	130.50	3.50	8.06
17. 6. 2	天満屋助右衛門	210	210		1,353.33	234.30	46.66	174.00	4.20	9.44
17. 7.22	米津久右衛門	77	77		1,622.06	210.50	55.93	138.60	3.99	11.98
17. 7.26	天満屋助右衛門	65	65		1,077.14	134.15	37.14	87.00	1.95	8.06
17. 8.22	天満屋助右衛門	85	85		1,493.50	195.56	51.51	130.50	2.55	11.00
17. 9. 9	天満屋助右衛門	70	70		1,230.30	126.33	42.42	72.50	2.10	9.31
17.10.22	米津久右衛門	215	215		2,109.09	358.43	72.73	261.00	10.00	14.70
17.10.22	天満屋助右衛門	60	60		1,054.54	176.02	36.36	130.50	1.80	7.36
計		7,604	6,084	1,520	41,018.03	4,715.22				

出所史料「享保十六・十七年 付知山松原家本伐請拂仕切帳 王瀧村松原記録」(徳川林政史研究所所蔵)  
 「寛文・享保 商人仕出仕切状 松原記録」(同上)

峠・三ツ沢峠を経て岡谷下諏訪宿に至る、難路だが塩尻を迂回しない近道の桜沢往還にある。

覚<sup>(92)</sup>

一三ツ沢持山者北之入方入会山ニ候

一北之三ヶ村者名古村新井村古町村

一入方四ヶ村者山吹村駒場村上平村龍口村

一御林分者岡上山御公儀御山ニ候

一竹佐御代官者年替去年の交代ニ而石破武助様

一山吹御領分者座光寺喜兵衛様

一飯嶋御代官者大草太郎左衛門様

三ツ沢山は公儀山・旗本領・伊那七ヶ村の入会地が錯綜する上に、さらに木曾領側も入会権を主張し現地では埒が明かず、江戸表で寛保元年四月八日勘定奉行所裁定に持ち込まれた。

御公儀様御裁許之趣如此御座候<sup>(93)</sup>

(前略)

一御料所之山ニ御願不申上而者伐出仕義無之之御座候へ者伐出仕義無之之御座候へ者、前來分ヶ相立置候式ヶ所船かたをき如候之山と申場所相残置候而、相残之山彦右衛門方へ引渡悉伐出させ申候

(中略)

一御私領方御遣上金者両地頭様へ何程差上之儀と御尋御座候ニ付、松平秀之助様へ八拾両、座光寺喜兵衛様へ五拾両、外ニ村方へ助成金壹万本分八拾両相渡し候段、都合式百拾両彦右衛門差越候と申上候、木数何程と御尋ニ付壹万七千本未申兩年ニ伐出申候、但し式間

壹尺ニ廻し九千六百本余と御答申上候

(後略)

卯月八日<sup>(寛保元)</sup>

松原彦三郎様

松原彦右衛門

その結果公儀山は従来より御用仕出の仕法があるので特にふれぬ代りに、二カ所の旗本領ニ私領には八〇両と五〇両、百姓共有林ニ村方には八〇両の「御遣上金」ニ山手金を、仕出入山者ニこの場合は松原彦右衛門を始めとする木曾領側入山者に課した。この件は付知村のように地元からの伐出委託による「少も貴殿江御苦勞かけ申間敷候」とはいかず、三ツ沢山方に対し木曾側は山手金を納入すること、すなわち伐出し条件の明文化と引換に入会権があらためて確認されたことに意義があった。

その節は三ツ沢山山伐仕出にあたり次のように取極めた。

相定申證文之事<sup>(94)</sup>

一大嶋地元三ヶ村入方山吹領四ヶ村右七ヶ村百姓控三ツ沢山之儀、近年百姓困窮致候間右三ツ沢山番人本ノ江致相談、材木ヲ売百姓勝手ニ茂可致旨打寄相談之上、右七ヶ村一統ニ今度貴殿へ相請仕候得者山見分之上ニ而御相談被成被下、此地へ御出右持山分見積り被成候処ニ御吞込被成候付、山代金材木渡場有之上寸間相改木数式間尺廻し壹万本ニ付文金八拾両之割ヲ以、木数多少ニ随ひ勘定相立申答ニ相定申候

一地元三ヶ村入方四ヶ村共ニ銘々御役所表之儀、先達而御願申上置候得者差支へ申儀無御座候、万一六ヶ敷儀御座候者拙者共引請埒明貴殿へ御苦勞懸ヶ申間敷候

(中略)

一木品之儀者樅梅唐松姫子五葉松桂栗松之諸木五寸角以上、百姓持山



之分不殘御取可被成候、杣木屋日用木屋共ニ御勝手次第百姓持山之  
分ニ御掛ケ可被成候、御境通り相改相渡申上者少茂有論成儀無御座  
候

一 杣日用山入致候者材木ニ可被成諸木七ヶ村百姓猥りニ伐取セ申間敷  
候、右持山之分不殘売木ニ致候得者其方番人相付置可被成候、自然  
村方入込不埒之儀候者御存知可被成候、七ヶ村立会吟味之上急度  
可申付候、尤杣山仕廻之後ニ茂材木有之間籠末成儀致間敷候

(中略)

一 材木仕出し之儀当年之年入酉之年迄四ヶ年切ニ相定木数有合御仕出  
し可被成候、尤材木仕出し候内本メ手代中杣日用御請合之内、山内  
へ入込之儀御勝手次第ニ可被成候

(中略)

一 材木出し方之節万々一 盗木等有之候ハ、村方相互ニ致吟味損失等  
掛ケ申間敷候、向材木置近くへ出申候ハ、村方老兩人宛罷出材木紛  
失無之様ニ取扱、丁場見舞可申候

(中略)

一 材木湊下し御證(照カ)会儀御役所表差支へ無之様ニ申上置候、万ニ御差支  
へ候儀茂御座候ハ、無休畏御相談可申候

一 材木下し之節梓藤梶小道具等之儀御勝手次第、春方入御賄可被成候  
右之通七ヶ村納得之上相定申儀ニ御座候得者少茂疑敷儀無御座候、  
右之外ニ茂材木仕出し之内諸事差支へ不申様ニ右七ヶ村共ニ行実可  
申候、若出水之節其外臨時御用等茂候ハ、無遠慮可被聞候万端取扱  
可申候、為後日七ヶ村名主組頭百姓代連判手形仍如件

元文三年戌九月晦日

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(中の一)

各村名主組頭百姓代氏名印略  
右 同 断

信州伊奈郡山本村竹佐御領分

鳴岡助左衛門殿

信州木曾三留野尾張御領分

勝野善右衛門殿

信州木曾王瀧村

松原彦右衛門殿

同断

松原彦三郎殿

次に元文五年に王瀧村松原家が本切仕出元締を行ない、名古屋白鳥市場  
で川方屋善右衛門が販売を委託された三ツ沢山仕出勘定の抜粋を示す。

覚<sup>96</sup>

一 木数 八千八百五拾四本

内

式千八百三拾壹本 未年作り置他(未年からの残木)

(私代金式千百式拾九両式分残り銀)

内

一百三拾八俵ト三斗三升三合 米

代三貫四百七拾匁八歩

一 式四百四拾五貫五百匁 味噌

代四百拾八匁五歩八厘

一 六斗七升九合 塩

代式拾四匁六歩五厘

小計三貫九百拾四匁三厘

一銀七拾六匁九歩

抱柚賃銀

一銀貳拾貳貫六百五匁八歩五厘

定工(日用)賃銀

一銀壹貫貳百五匁壹歩壹厘

日用方褒美

一六百六拾俵貳斗五升六合

米

代拾六貫五百五拾五匁三歩八厘

一千六拾貫

味噌

代壹貫八百七匁三歩

一四石四斗八升

塩

代百六拾貳匁六歩貳厘

一銀九百貳拾八匁三歩五厘

夜番賃金

一銀壹貫三百拾四匁六歩壹厘

川狩宿払

一銀貳貫三百七拾六匁六歩五厘

薪柴代

一銀三百壹匁七歩五厘

木引賃銀

一金五百六拾三兩三分ト

桴下し賃等

壹貫四百六文

(残：残り銀の略)

経費	差引残金
両	両
2,511.0残り銀 (内山代金176.0)	462.2残り銀

一金百七拾六兩ト

貳貫五百六拾九文

山代金

一金七拾四兩三分三拾貫六百八文

その他

惣合千七百八拾五兩零分三拾四貫六百八拾七文

元文六年酉二月

王瀧村 松原次郎右衛門

名古屋白鳥木場で八、八五〇本余が二、九七三兩二分で売れた。この史料には材木販売額が書いてないが、翌々年の「寛保式年仕切帳」中の「払木都合六千六百六拾本、払代メ金貳千貳百三拾五兩三分銀拾三匁貳歩」に比定して、この年元文五年の八、八五四本の販売額比定値二、九七三兩二分を推定した。一方経費は伐採運搬の柚日用賃等に七九二兩二分、天龍川河口掛塚までの川狩の桴乗賃等に五八五兩三分、山代金に一七六兩を費した。またここにはないが前記「寛保式年仕切帳」には白鳥市場の費用として木場極費用・流木留メ極直し費用・売口銭等七四兩三分が計上され、本年度も同様の経費を見込むのが妥当だろう。一方天龍川河口掛塚から名古屋白鳥までの海上船積運賃が不詳だが、本稿次節④甲州郡内領奥山村の場合では、相模川河口須賀浦から江戸深川木場までの船積運賃は、木材一四本に付金一兩の極りなので、本三ツ沢山の場合仕出量はほぼ同じだが海上輸送距離が一・四倍なので、総船積運賃比定値を八八二兩に設定すると、経費総額は二、五一一兩、余剰は四六二兩余(表20)で、その評価は種々あるが、それよりも伐出運搬等関係各業への就業機会をもたらした効果があったことは否めないだろう。

④ 甲州郡内領奥山

甲州郡内領都留郡大月付近の桂川北岸、桂川支流の浅利川上流域に位置

〔表20〕 信州伊那三ツ沢山松原家本伐請拂仕切

年月日	扱い材木間屋	伐出木数と内訳(上段本数：本，下段代金：両)								
		両	樅	椈	桂	松類	栗	槐	桧	諸色
元文 5. 3. 9	名古屋 川方屋善右衛門	444本 209.0残り銀	293本 122.2残	67本 53.0残	11本 10.1残	19本 15.0残				54本 8.1残
5. 3. 19	川方屋善右衛門	622本 219.2残り銀	200本 56.0残	207本 101.1残	19本 14.2残	129本 32.1残				67本 14.3残
5. 5. 9	川方屋善右衛門	617本 207.2残り銀	289本 76.3残	209本 85.0残	28本 26.1残	91本 19.0残				
5. 5. 17	川方屋善右衛門	944本 274.3残り銀	600本 154.2残	264本 92.3残	40本 10.1残	40本 26.3残				
5. 5. 25	川方屋善右衛門	1,320本 432.3残り銀	743本 226.0残	281本 138.0残	51本 42.2残	245本 45.3残				
5. 6. 2	川方屋善右衛門	1,787本 504.3残り銀	759本 170.2残	420本 171.1残	185本 85.1残	236本 65.3残	89本 35.3残	26本 14.0残		72本 4.0残
5. 7. 26	川方屋善右衛門	688本 206.1残り銀	434本 115.1残	151本 58.1残	25本 11.0残	59本 15.0残				19本 6.1残
5. 9. 23	川方屋善右衛門	289本 55.0残り銀		44本 12.0残		94本 14.2残	38本 18.3残		79本 7.2残	34本 1.3残
計		残木共 8,854本 2,973.2残り銀								

出所史料 「寛保二年 三ツ沢山諸木仕切帳 王瀧村松原記録」(徳川林政史研究所所蔵)  
 「元文五年 三ツ沢山杣方日用枴下し惣目録帳 王瀧村松原記録」(同上)

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(中の一)

する遅能尾戸山は、奥山本郷・浅利・鶴嶋・畑倉・大月・田野倉・駒橋諸村の入会山であった。この山の木材伐出について在所奥山村と、郡内領の代人鶴嶋村五郎右衛門および伐出請負代人の木曾福島宿松原清右衛門との間で交わした依頼書がある。

材木伐出申相對證文之事<sup>(97)</sup>

一 当村之内百姓持林東谷る本沢奥迄先達而御見分之通、山内不残当已年々来午年迄二ヶ年之内伐出し相對致候所相違無御座候、尤山代金之儀者木数尺ノ千本ニ付金拾七両宛之積ニ売渡申所実正也、然上者勝手次第山入被成諸木杣取可被成候、且山代金渡り方之儀者此度半金式拾五両御渡し被成儘ニ請取申候、残り半金之儀者川下ヶ之節当村境木尻狩下ヶ之砌、木数ニ唯し御渡可被成由承知致候、右伐出ニ付木屋掛ヶ道指詰り堰砂手之諸道具等迄当村方相懸り候迄者、其最寄之場所ニ而見立勝手次第第二御伐出御遣可被成候、其末ニ至り候而者柴者錢百文ニ付五尺繩ノ八束、杭木者百文ニ付五寸廻り長六尺ニ而拾本詰六束、木之葉百文ニ付四箆宛ニ相定め、杣日雇方泊り木錢之儀者人ニ付一夜拾式文宛ニ相定め、尤日雇者組ニ而一夜ニ米壹升宛但京杵ニ而、是者火之元見廻として宿々江被下由承知御尤ニ存候、且又駄賃之儀者道法巷里ニ付御定之外ニ巷里八文増之積り相定、人足者人前者右巷駄分ニ割之積ニ御座候

(中略)

右之通村中大小之百姓相談之上相對致連判一札差出し候上者、差障ヶ間敷儀急度不仕別而大勢之者共入込相稼候儀第一村方諸メり念入猥り成義者勿論、駄賃馬人足等縦者宜敷砌成共差支無之様ニ可致候、尤此度山代金半金請取候上者年季之内外稼之者一切入レ申間敷

候、其外差障り之者毛頭無御座候、万一違乱申者御座候ハ、加判之者何方迄茂罷出、善様仕少茂御差支無之様ニ可致候、為後日村中相談之上連判之一札入置申所仍而如件

安永二巳七月

(奥山村)名主 重兵衛判

組頭 太兵衛判

鶴嶋村 五郎右衛門殿

(以下の名略)

木曾福嶋 清右衛門殿

奥山と遅能尾戸山の山代金(山手金)は、二五両宛二回の分納だから合計

五〇両で、「千本ニ付金拾七両宛之積」ならこの年の契約山伐本数は三、〇〇〇本となる。山代金支払後の入山は勝手次第、作業中使用の消耗品小物は有料、柚日雇小屋木賃一二文と定める一方、夜間火の元見廻り手当を各組へ一夜米一升宛支給、搬送駄賃は規定の外に一里八文の加給、人足一人前の仕事量は一駄の二分の一の見積り、他所者村内割り込み就業の監視等をうたっている。かくて村々は「彼是申者御座候ハ、連判之者罷出埒明可申」ことを保証した。郡内領の代人鶴嶋村五郎右衛門および畑倉村治右衛門と材木仕出請負人の代人木曾福嶋宿松原清右衛門との間で取り交わした一札がある。

一札之事<sup>(98)</sup>

一当郡奥山村遅能尾戸山御百姓持林東谷本沢材木伐出候ニ付、私共両人山先仕諸引請世話致候所、則山元村方者不及申ニ入会浅利大月田野倉駒橋右四ヶ村熟談相済証文取替大小之百姓不殘納得仕、尤谷村御役所御願之儀者何分拙者共引請(中略)且又材木川下ヶ之節川丈之村々江茂兩人相渡り役人衆中江相頼置候間、是又百姓中江茂申渡し猥り成義一切為致申間舗段引合置候上者聊御差支無之候間、材木出来

次第川下ヶ可被成候、尤私共其砌者又々差添川丈村々江相渡可申候、右之通兩人引請候以上者少茂御氣遣無御座候、材木伐出し今川下ヶ土場迄并伐御改之御番所共不依何事ニ間違等有之候ハ、私共兩人何方迄茂罷出各々方江少茂御苦勞かけ申間舗候、為其一札仍而如件

安永二年巳八月

郡内鶴嶋村 五郎右衛門判

同 畑倉村 治右衛門判

松原清右衛門殿

五郎右衛門等は地元代表世話役として、山元村方はいふ迄もなく入会四ヶ村の百姓残らず納得済みであり、さらに谷村御役所への届出と、桂川筏川下ヶの節川丈の村々および下流途中の御番所への根廻しと届出等も引請けたので、材木伐出し次第川下ヶに入り、何事かあれば「私共兩人何方迄茂罷出各々方江少茂御苦勞かけ申間舗候」と約定したのだった。

しかし伐出が始まると請頭木曾王瀧村松原彦八には、川下ヶから江戸に至る船積運賃の調達問題がおこり、代人松原彦八が鶴嶋村五郎右衛門を保証人にして、江戸深川久永町の材木商近江屋市兵衛より借金をいたし、次の一札を入れた。

相對一札之事<sup>(99)</sup>

一此度甲州都留郡奥山村御百姓持林横合々差障り無之候得与相糺、拙者共相對致し買請伐出し川下ヶ之儀、御支配真野惣十郎様御役所江奉願上候処、右願通被仰付候ニ付当午二月中分山入致槻梅樅栗右之木品(中略)凡木数九千五百本程此凡尺ノ八千本余柚取致小谷川下ヶニ取懸り居候、然ル処渡入川丈船積運送諸人用ニ差支難儀至極致候間、右材木御見分之上書面之通相違無之候ハ、此節分之江戸着迄無差

滞様ニ御出金被下度旨及御相談候処、則右之趣御承知被下忝無奉存候、然ル上者右材木江戸着迄之諸失却者右夫々之入用其時々ニ御出金被成下、江戸着木之節者貴殿方ニ而御仕分ケ貴殿并拙者共兩名を以問屋江相送り、御売捌被成可被下候、右御出金返済之儀者金百兩ニ付壹ヶ月壹両貳分之利足を以、問屋仕切金を以御引取可被下候、尤貴殿御出金返済不相済内者私共仕切金一切請取中間舖候(後略)

安永三年十一月

木曾福嶋宿

伐出請負頭代人 松原清右衛門

甲州都留郡鶴嶋村

証人 五郎右衛門殿

江戸深川久永町貳丁目

近江屋市兵衛殿

要約すると槻梅樅栗木数九、五〇〇本余を買請け、江戸搬送におよんだ所、川下ケを経て相模川河口須賀浦からの船積運送諸費の調達に支障を生じたので、同費用の借用を近江屋市兵衛に申入れ、返済は江戸市場での売捌後に請負頭松原彦八と代人松原清右衛門において、仕切金から優先して手配され利足は月一分五厘であった。

桂川の下流、相模川河口須賀浦から江戸深川久永町近江屋市兵衛河岸までの船積輸送の取り極めが、郡内奥山代表の甲州都留郡鶴嶋村五郎右衛門および木曾王瀧村松原清右衛門と、相州須賀浦回船問屋十助および船主惣代庄右衛門の間で交わされた。

差出申一札之事<sup>(10)</sup>

一甲州都留郡奥山村へ伐出候木品御用御材木并敷木共舟積問屋之儀、

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(中の一)

此度拙者方江及御相談ニ候段致承知候、然上者舟積直段之儀者尺角貳間壹本ニメ槻栗塩地者金壹両ニ付拾四本、其外之木品者何木ニよらず金壹両ニ付拾五本づ、ニ相極、尤三間尺角以上者何木ニよらず兩ニ付拾三本づ、之運賃を以、当須賀浦へ江戸深川久永町貳丁目近江屋市兵衛殿河岸迄積送り可申段、村方船持相談之上相極拙者引請申候、右運賃之外少したりとも諸入用等相懸候儀無御座候、尤急御用ニ付筏乗付次第早速舟積ニ致少たり共差支中間敷候、万一舟積埒明不申候ハ、何れ之浦も舟雇入御指支無之様ニ取計ひ可申候、若滞候儀ニ御座候ハ、何方成共舟御雇入被成候

(後略)

安永三年十二月廿六日

須賀浦問屋 十助<sup>(11)</sup>

舟持惣代 庄右衛門<sup>(12)</sup>

甲州都留郡鶴嶋村

五郎右衛門殿

信州木曾王瀧村

清右衛門殿

相州須賀浦から江戸までの船積運賃を、木品により一三本・一四本・一五本で一両とした。その内尺角式間もの一四本で一両の基準値で計算すると、安永三年の出木七、四〇〇本の船積運賃は五三〇両となる。

かつて木曾山では御用仕出が多くみられ、その際は役所から経費が前渡しされたが、御手山仕出ではすべて自己資金で遣り繰りするため、元締や代人は材木問屋と融資関係を深めたと推測されるが史料は乏しい。次の史料は断片的で事態の全容を知るまでには遠いが希少性の故に示しておく。

目録<sup>(10)</sup>

- 一金百両也 三月朔日貸
- 此利金三両也 但三月四分
- 一金百両也 三月廿八日貸
- 此利金壹兩貳分也 但四月分
- 一金百両也 四月十一日貸
- 此利金壹兩貳分也 但四月分
- 元利×金三百六両也
- 内 奥山材木仕切金
- 金貳百九拾壹兩貳分ト四匁六分四厘
- 指引過上金拾四兩壹分ト拾匁三分六厘
- 右之通差引過上金当月分取替貸金ニ相成申処仍如件
- 安永四年未五月 天満屋六郎平<sup>(11)</sup>
- 近江屋与兵衛殿
- 一金拾四兩壹分ト拾匁三分六厘 五月仕切過上貸
- 一金四百両也 五月朔日貸
- 此利金拾貳両也 但五月分六月迄
- 元利×金四百貳拾六兩壹分ト拾匁三分六厘

(残：残り銀の略)

差引残金 ( )内推定船積賃	兩
132.1残り銀 (35.2)	
92.3残り銀 (28.3)	
124.2残り銀 (17.3)	
207.0残り銀 (45.0)	
75.3残り銀 (8.0)	
41.3残り銀 (3.2)	
6.2残り銀 (1.2)	
682.1残り銀 (船積賃140.0未済)	

内

- 金貳百九拾四兩壹分ト拾匁九分六厘 奥山材木仕切金
- 指引過上金百三拾壹兩三分ト拾三匁四分
- 右之通差引過上金当月分取替貸金ニ相成申処仍如件
- 安永四年未七月 天満屋六郎平<sup>(11)</sup>
- 近江屋与兵衛殿
- まず奥山仕出しの請頭松原彦八が、代人松原清右衛門を介して近江屋与兵衛から事業費を借り(註99)、その近江屋与兵衛が次に天満屋六郎平から融資を受けた。するとこの関係は近江屋与兵衛を介しての松原彦八と天満屋六郎平の関係でもある。その原因は奥山材をめぐる資金繰りで、江戸市場の奥山材が担保(返済金)にあてられている。さらに目録では三月から四カ月の間に七〇〇両を借り、その間二度の材木仕切金で五八五両を返済し、元利で一三一兩余の負債が残る。その後は記録を欠き不詳だが、幕末の王瀧村の請頭松原家の資金繰りは次第に厳しくなっていたと推察される。
- この時代の詳細な山伐仕出仕切状は未見だが、ここで提示してきた諸事象に対する基準や慣例に則って計算した推計値で欠落部分を補っていくと、例えば山代金一一五兩一分の他に、江戸への船積運賃を註(100)の「金壹兩ニ付拾四本」から抽出した一四〇両を、註(101)中「仕切状之事」の安永五年の項に加えて計算すると、売払代金から経費の他にも控除される筈の船積運賃と山手金が未済で、この清算結果は「表21」のようになる。
- なお奥山材の川下げには、桂川の甲・相国境上野原口留番所通過に際し他領搬出の冥加金も課された。

覚<sup>(12)</sup>

〔表21〕 甲州郡内奥山松原家本伐請拂仕切

年月	扱い材木間屋	伐出木数と内訳				経費と内訳				
		(上段木数：本 下段代金：両)	樅	栗	楓	梅	口銭	極賃	掛物	
安永 5.5	江戸 天満屋六郎平	523本 140.0残り銀	307本 47.1残り	102本 47.2残り	59本 28.0残り	55本 16.0残り	7.2残り銀	4.3残り	1.3残り	0.3残り
5.7	天満屋六郎平	306本 98.0残り銀	203本 40.2残り	103本 45.1残り			5.1残り銀	3.1残り	1.1残り	0.2残り
5.10	天満屋六郎平	257本 132.0残り銀	153本 52.3残り	49本 19.0残り		55本 59.3残り	7.1残り銀	4.2残り	1.2残り	1.1残り
5.10	天満屋六郎平	663本 220.2残り銀	663本 220.2残り				13.2残り銀	7.2残り	3.3残り	2.0残り
5.12	天満屋六郎平	114本 80.1残り銀	50本 4.2残り		64本 75.2残り		4.2残り銀	2.3残り	1.0残り	0.3残り
6.3	天満屋六郎平	51本 44.0残り銀			51本 44.0残り		2.0残り銀	1.2残り	0.1残り	0.1残り
6.4	江戸 伊勢屋伊兵衛	21本 6.3残り銀	21本 6.3残り				0.1残り銀			
計		1,935本 721.2残り銀					39.1残り銀 (山代金113.1未済)			

出所史料 「元文・安永 商人仕出仕切状式 松原記録」(徳川林政史研究所所蔵)  
「甲州郡内領奥山村百姓山伐出一件 松原記録」(同上)

一根材千式百本 但梅楓栗樅

此冥加金拾六兩貳分

右者当郡奥山村内分伐出候材木本伐<sup>(虫損)</sup>□□□□□□□□□□売木之積ニ而書面之冥加金差上他領出仕度段奉願候処、願之通御下知相済依之新田鶴嶋両渡場ニおゐて右木品并員数御改被下置候処相違無之ニ付、川下可仕旨被仰付難有仕合奉存候、<sup>(虫損)</sup>□□□□□□□□□□壹本たりとも余計ニ川下仕候儀堅仕間敷候以上  
安永四年未正月

奥山村木願人 鶴嶋五郎右衛門

木曾元ノ代 松原清右衛門

上野原口留番所

山田善右衛門殿

⑤ 御手山仕出の限界

かくて資源問題の故に、官林の仕出を直営する役所の下で在地元伐仕出を下請した御用仕出に始まり、落札後運上を納め自己資金で仕出を行う商人手前金運上仕出を経て、この時代には天領・知行地・百姓入会林等仕出山の権利者に山手金(山代金)を支払って仕出を請負う御手(山)仕出に到達した。ではこの御手仕出を山伐在所の関係者はどのようにみていたのだろうか、王瀧村百姓の弁を聞こう。

乍恐奉願上口上之事<sup>(虫損)</sup>

(前略)

一木曾御山分御材木御伐出之儀、御百姓共為御救御伐出難有候儀ニ御座候処、文化十酉年迄御注文御材木御伐出方入札被仰付請負人元締

仕出申候ニ付、御役人様御荷物之外諸品持送り人足相成之相對賃仕  
払、其外御用御人馬所宿木錢払茶代之外、御取懸り御引払迄世話  
料貴賤ニ心し相成之手当有之遊し而、袖日用ニ至迄御威光ケ間敷儀  
等不申宿仕候者茂失費無之、御伐出ニ付村入用少し茂懸り不申全多  
分之御救ニ相成候百姓共渡世繁榮仕難有仕合ニ奉存候処、文化十一  
戌年御手仕出ニ相成諸事御仕法被為立、近年者米塩噲諸品者勿論  
袖日用等之荷物迄村人はを以持送り被仰付、其外出日用被仰付自村  
之御伐出他村之御伐出迄御呼出被仰付相勤申候、是以賃錢者被下  
置候得共御扶持方米塩噲木錢等者壹錢茂不被下置、此節ニ而者頂戴仕  
候賃錢分扶持方米塩噲木錢多分ニ懸り申候付、出日用壹人自村之御  
伐出江相勤候得者百四拾八文村方ニ而是錢相成、他村山江被仰付相勤  
候得者出入兩方之分扶持方賃錢等多分之村入用相懸り申候、諸品物  
送り人足賃錢之儀茂御払者被下置候得共、人夫高江割当仕候処数々  
之事ニ付難洪仕候、依之御手仕出し之御伐出ニ相成候而分段々村入  
用立登り困窮弥増申候、御伐出御手法御引払迄人足不用者一日茂  
無之、庄屋初組頭定使七里番等昼夜相勤申候得共御伐出御用相勤候  
役料御手当等更ニ無之、日数式百日程茂定詰相成候而者家業立行難  
成御座候

(後略)

万延二年酉二月

王瀧村庄屋 彦八

御奉行所

官林の手前金仕出とは異なり扶持山や入会林の御手仕出では、仕出山権  
利所有者も請負人と共同仕出事業者として経費節約のため、用品調達価格  
や賃金は御定価格内に抑えられ、諸物価値上りの折から御定賃金は扶持方

価格(現物価格)に及ばなかった。また正業と相いれない出日用も屢々出来  
したりと、在郷村民と請負人の利害が一致しない矛盾も発生した。では在  
郷側が望む仕法とはどんなものだったのだろうか。

乍恐奉願上口上之御事<sup>(四)</sup>

御材木御伐出し候儀近年御手仕出ニ相成候処、御入用請荷物諸国宿直  
御定賃錢を以運送被仰付、并無賃七里を以諸品御差立ニ相成、御仕出  
申三者多分之夫役相懸り并御川狩之節出日用等多分ニ而被仰付、乾草等  
之時節等者殊之外難洪迷惑仕候、素々難洪至極之村々年々多分之御役  
相勤銘々渡世営方難取統難洪至極奉存候、先年元メ仕出被仰付候節者  
夫役等相懸り不申、却而諸事相對相当之賃錢受取し小前一同之者共一  
廉之稼筋ニ茂相成候儀ニ御座候間、何卒先規之通元メ仕出ニ被成下置  
候様奉願上候、御用向之御儀如斯難洪之趣申上候段恐人候次第ニ御座  
候得共、一同困窮仕候得者自然御救筋御願申上御奉而者難取統儀ニ御  
座候間、恐多御願ニ者御座候得共不得止事奉願上候、且又元メ仕出ニ  
被仰付候得者、御懸り御役人様御人少ニ而茂可被為豫旁御益筋ニ茂奉存  
候間、乍恐厚御賢察被成下置度若難相叶候儀ニ御座候ハ、前願運送  
御増被下置夫役等茂成丈ケ御減少、御百姓共痛不相成様御改法被成下  
置候、就右多様之内只管奉願上候

(後略)

嘉永五年子十月

二十二ヶ村

庄屋 連印  
組頭

御奉行所

資源問題の逼迫から木曾谷より周辺外縁へ山伐稼行場が伸展したことは、  
一方では遠隔化した分だけ産物輸送費と現場必需品の兵站費用を膨張させ



た。その出納を補うには生産量の増加による他ないが、新しい山伐仕出先はそもそも資源の未開地ではないのでこの目論見が成功することはまずない。その結果は輸送費や山手金を除く支出の緊縮化に向かい、入山者や在地村民を経済的に追いつめたことが、さきの「先規の通元メ仕出ニ被成下置候様奉願上候」のように商人手前金仕出の復活願望にいたったのだろう。しかし問題はもはや制度適用の可否等の次元ではなく、すべては林業資源の減耗から発したのであり、後戻りはもはや叶わぬ事態にあった。「表22」はこれまでみてきた享保―安永期の御手山仕出仕切の実例を配列して、この点の確認を試みようとしたものである。もとより本表は史料の収集が困難でサンプルが乏しく、その上部分的欠落もあり不統一性や疑念も否定しえない。それでも本表が興味ある史実を提示することも認められ、それは御手山仕出は資源を求めて稼行地を外へ求めたため、出荷に要する運賃が増加し、また他所山のため入山料（山手金）を徴収され支出が多くなったのに、本切仕出の規模はあまり大きくなっておらず収入は停滞状態で、したがって経営好転の見通しはいたって不透明だという所だろうか。

#### (五) 漆木植栽

##### ① 目的と奨励策

森林資源の減耗から享保九年木曾山地方の年貢木制度が廃止され（本稿三章一節）、木曾山村民への代替策として講じられた一つが漆木の植栽だった。この施策で代表的な木曾岩郷村の漆木植栽が始ったのは享保一三年である。

#### 漆之儀ニ付被仰出覚<sup>(16)</sup>

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機（中の一）

一木曾谷中漆植場の儀村々々見立相願候ニ付、先々右之場所追々植立させ申積り候由、上松九郎左衛門兵左衛門江引合漆苗等請取来春の追々植立候様子ニ可致旨、村々江御申渡させ可有之候、尤右植付場所之儀追而見分等御申付弥相植候様ニ御心得可有之候

(中略)

一山漆之実処々ニ有之ニ付村々々取立させ御買上ケニ罷成筈ニ候、尤代銀直ニ相渡候得者助成にも罷成事ニ付右前金庄屋共江渡置候、扱又漆之実并右山漆之実向後御用ニ御取上ケ候間、他所江又者自分蠟をメ候儀一切可致無用之旨谷中村々江御申渡可有之候

(中略)

一物体御山内ニ植立候漆之儀、御用林之外者不残面々其主控ニ漆被下筈ニ候、右者享保十三申年福島御役所ニ而被仰渡合役組頭九郎右衛門罷出承申候

享保十三申九月

木曾谷中  
庄屋  
組頭

御奉行所

村々は漆木植付地を選定の上、上松材木役所内に新設された漆役所へ申請すると役所より漆苗や種が支給され、それを来春に苗を植付たり種を蒔いたりした。植林地には、御用林以外のすべてが指定されていた百姓村持林か人別林があてられた。さらに植林計画以前から生立して実が収穫される漆木すなわち有漆の実も、植栽して収穫した漆同様に藩の専売すなわち藩の特産御用品なので、他所への販売も自家加工「自分蠟」も禁止された。なお藩の買上げには助成のために前貸制度もあった。

#### 奉願岩郷村漆植場之覚<sup>(16)</sup>

当村漆植場并山漆蒔場所奉願候、追々地拵仕次第、<sup>(享保十四)</sup>来西年（享保十四）の四五五年之間ニ漆植揃候様ニ可仕候、漆苗之儀来春（享保十四）手廻罷成候者、漆種御渡し被下候ハ、手前ニ而蒔蒔付可申候、山漆之儀当夏種用意仕追々蒔立可申候、右場所奉願候面々自分控之漆林ニ仰付可被下（中略）奉願候場所之内、栗松木小ハ（生）并老木栗など御座候分伐払候様ニ被仰付可被下候

(後略)

入山冥加金		残 額	本伐仕出人	出荷先荷受人	出典料
山手金	150.0	両分 △29.2残り銀	王瀧 松原彦右衛門	大坂 板屋孫三郎 同 八萩屋権兵衛 同 天満屋助右衛門 江戸 米津久右衛門 名古屋 兼山屋与市	1)
山手金	150.0	455.0残り銀	王瀧 松原彦右衛門	同上	1)
山代金	176.0	714.2残り銀	松平秀之助 座光寺喜兵衛 他	名古屋川方屋善右衛門	2) 3)
山代金	113.1	429.0残り銀	鶴嶋五郎右衛門	江戸 天満屋六郎平 同 近江屋市兵衛	4) 5)

享保拾三年申六月

岩郷村  
庄屋郷左衛門

西脇仙右衛門殿

高橋治郎藏殿

植林事業は享保一四年より四・五年間を当面の目途にした。さらに植付場所の主力は入会地山林であるが、その状態は栗松を含む雑木林が多かった。通常は「例年仰付候通り栗之木松之木桂（櫻）（榎）（榎）の木老木も切取申間敷候事」と制止木で禁伐の栗松に対しては、伐払許可の申請を出すに至った。

先述のとおり「山内ニ植立候漆之儀、御用林之外者不残面々其主控ニ漆被下答（御）候」との約定で出発した漆木植栽ではあるが実際はもつと複雑で、植林された漆林には御用林・役人林・村（郷）中林・寺社林および百姓人別林の種類があった。

御用林は藩御用の漆実調達のために上松に設けられた漆役所の管理下にある林で、植付と管理は村民の夫役によったが、夫役には「漆植付御用林之下蒔、扱又漆蒔付苗御用畑草取之人夫御扶持米之儀、其年之御年貢米ニ御指換可被下旨、上松漆御役所ニ而被仰付之事」と扶持米が支給され、扶持米は年貢米への差替が可能とされるが後に再論する。御用林は「一ヶ村ニ而木数壺万本程茂相立可申場所御用ニ候間、遠近無抛有立置可申候、何ヶ所ニ而成共不苦」と、場所の分散は問わないが村内の合計一万本を目標に植栽するよう督励された。木曾岩郷村の御用林は、享保一七年に一万六、二二二本を数えた。

役人林は宿村役人手当の一部に充当される漆林で、植林と管理は扶持付で村民があたり、役人一人当たり給付本数は「三千本宛宿々御本陣一

〔表22〕 近世後期木曾山関係の御手山本伐仕出例

年度	仕出山	在地請負元締	仕出数量		売拂代金	経費
			樹種・材種	数量		
享保16亥年	裏木曾付知山	田口忠左衛門	檜6尺大中樽	挺 5,356	両分 174.3残り銀	両分 54.1残り銀
享保17子年	裏木曾付知山	田口忠左衛門	檜5尺大中樽	7,604	683.2残り銀	78.2残り銀
元文5申年	伊那三ッ沢山	松原彦右衛門 代松原彦三郎	榎樞姫子桂 2間大小角	残木共 8,854	2,973.2残り銀	2,259.0残り銀
安永5申年	甲州郡内奥山	松原彦八 代松原清右衛門	樺槻栗梅 3間	1,935	721.2残り銀	179.1残り銀

出所史料

- 1) 「享保十六・十七年 付知山檜物仕切帳 松原記録」(徳川林政史研究所所蔵)
- 2) 「寛保二年 三ッ沢山諸木仕切帳 王瀧村松原記録」(同上)
- 3) 「元文五年 三ッ沢山杣方日用柶下し惣目録帳 王瀧村松原記録」(同上)
- 4) 「安永二年 甲州郡内領奥山村百姓山伐出一件 松原記録」(同上)
- 5) 「元文—安永 商人仕出仕切状式 松原記録」(同上)

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(中の一)

軒分、千五百本宛宿々問屋一人分、千五百本宛宿村庄屋一人分、八百本宛宿々年寄一人分、八百本宛宿村漆役一人分、八百本宛在郷組頭一人分、壹ヶ村ニ而五百本宛谷中筏舟人林、右之通宿村役人江漆林被下置筈ニ而、植場所其宿村役人数など見立置可有申候、尤夫々ニ引わけ不及申ニ、各一所小二三ヶ処ニ而成共、又者仮ニ銘々ニ成共其宿村勝手次第<sup>(12)</sup>だが、宿村の裁量や役職兼任有無等での融通が認められており、岩郷村でも舟人林の五〇〇本以外実数はわからない。

寺社林は「漆林之内寺社之分者修復村中分仕儀ニ御座候得者、此度漆林御願申上候儀、全当村之住寺并社人計之ためニ無御座候、永々村中之御救ニ罷成候御事<sup>(13)</sup>」と、寺社の修繕維持費ばかりでなく村民救済の共益費の意味もあつた。

さらに村(郷)中林は、「村中漆林を奉願候者人別之者無高ニ而茂今日自身ニ田畑等作候者御座候、一方端々裏々ニ罷在候而日過之者共之ためニ奉願候得者、永々迄茂村方分主付不申末々之者共御救ニ可仕候、左候得者寺社林之分者村中として漆植立全無如在生立候様ニ可仕候<sup>(14)</sup>」と、御上によつて永久に困り込まれる心配のない無高者等貧しい者への救恤予備費だったのであり、一種寺社林とも通ずる所がある。

そして百姓人別林は、木曾地方でも街道稼ぎや杣仕事曲物製作がなかつた岩郷村のような所では、とりわけ村民生活との関係が深く、年貢木制度再編後も貢納制度の基礎になる筈だつた。樽木土居を年貢木とする制度を廃し、漆木の植栽に代えたことは既述したが、では新年貢として如何程の漆木が生み出されたらうか。それは「漆之儀御吟味方分被仰渡候通、御年貢米壹石納候者ハ漆百四五拾本宛之積りニ申付候ニ与、扱又漆御用人夫御扶持米当年分御年貢ニ御指換<sup>(15)</sup>」とか、「御年貢米壹石納申候者手前ニ而漆

百四五拾本宛植申候事<sup>(16)</sup>と、年貢一石につき漆木一五〇本に差替ることに  
なつた。また「御百姓中御年貢米志石納申候者漆数百五拾本之積り、其上  
者手<sup>(柄)</sup>から次第植させ申様ニ与被仰付候<sup>(17)</sup>」とか、「人々手柄次第木数相増植立  
候儀勝手次第第三被仰付可被下候<sup>(18)</sup>」と、年貢皆済後も才覚(手柄)次第で増産  
自由の方針をとつたのは、年貢木は成長迄の期間が長いので資源の循環性  
が厳しいの対して、漆木は成育が早く種苗の蒔付植付が小刻みにできて収  
穫の回転がより、期待されるところから、藩庁は経済効率に着目し奨励にむ  
かつたのだつた。

それでは漆木植栽の実際だが、筆者はかつて木曾岩郷村全戸に対する享  
保以前の年貢木納高と下用米推定値、享保以後の漆植付数、元文年貢高、  
有漆数と下給種苗量、山漆実請払高の名寄戸別記録を作成し、本誌旧号<sup>(19)</sup>に  
掲載した。しかし紙面の都合で今回本号〔表23〕では村内郷別の小計値と  
全村合計値の概観を示すに止めたので、戸別値が必要のむきには本誌旧稿  
を照合されたい。

〔表23〕各項記録の年度は正徳三年から元文五年まで二四年間に及び、  
その間世代交替・分家起立・他出・絶家等により戸別系譜の追跡が一部に  
不可能な例もあり、本表は完全な記録とはいえぬことを断っておきたい。  
また前記の年貢木高・下用米量・漆植付数・年貢高以外の項目数値には、  
史料の悉皆性にも問題があるので、一部の参考記録として付記しておく。

ここで考えたいのは漆木植付数である。史料は享保一三・一四・一七年  
の三カ年分が存在し、一五・一六と一八年以後は未見だが、その分は植付  
は実施されたが史料が発見されないのか、あるいは植付そのものがなされ  
なかつたのか不明である。また後者の場合は先にふれた「四五年之間ニ漆  
植揃候様ニ可仕<sup>(20)</sup>」が気になるところで、五年間で一抛に仕上げてしまつた

のだろうか。人別林の植付はこの三カ年で五万六、〇三四本にのぼり、他  
に四万八、四〇四本の村郷中林がある。享保以後の岩郷村年貢納米賦課  
高は六五石八斗二升七合なので、前述の漆木替納は一石につき一五〇本と  
すると九、八七四本になる。したがって五万六、〇三四本の漆木植付数は  
年間納米賦課高約二万本を大きく凌ぐ値である。一方これを植付合計量で  
なく五カ年分中の一カ年当たり賦課高とみると、毎年一万一、二〇七本宛  
となり年貢は皆済となるが、一方収穫が得られるまでの漆木生育期間手入  
専一の一〇年間の忍耐と、一〇年後には一〇万本に達する拡大した漆林の  
維持負担を考えると、現実的ではないようにも思われる。ここらは、植付  
が年貢納米賦課高を越えたところで前述の「人々手柄勝手次第、木数相増  
植立候儀勝手次第<sup>(21)</sup>」の誘惑がこの数値をもたらしたとしておきたい。

一方②項でふれる漆実価格面では、戸別で平均三九二本、これを年貢米  
高に換算すると二石六斗一升三合錢二、三五一文にあたる。しかし全村戸  
別間の格差は大きく、平均値以上層は二八パーセントで四二戸、一、〇〇〇  
本一貫文以上層は八パーセントで一戸、二、〇〇〇本二貫文以上層も三  
戸になる。また漆木植付数の面では年貢米納入高に及ばない戸数は八パー  
セントで一戸に過ぎず、漆木制度は一見年貢木代替の役割を果たしたかに  
みえるが、それは一〇年後に漆実生産の成果があがることを前提にした上  
でのことであつた。

## ② 植栽管理と漆実流通

漆木植栽目的の一つは、年貢制度の転換施策を通しての村民救済にあつ  
た。そこでまず「近年村々為成助御百姓方願之場所漆植場を被下置、当春  
令者先御年貢高ニ応し早速植立可然与之御事ニ而、村々御年貢高承届ケ苗之

割付茂致遣候、近年之内ニ苗茂相渡切可申候<sup>(12)</sup>と、漆役所は村民に対し漆苗の無償供与を行った。さらに育苗用の畑地も「当酉年漆種蒔付畑壹ヶ村百坪宛被仰出候得者御承知可被成候<sup>(12)</sup>」と、申請すれば支給された。岩郷村には漆種蒔付の苗畑も各郷に支給された。

覚<sup>(12)</sup>

一畑五拾坪 西光寺<sup>(田沢)</sup>

一畑五拾坪 嶋

一畑百坪 伊屋

一畑百坪 万郡

一畑百坪 越畑

一畑百坪 沼田野

一畑五拾坪 下和合

一畑五拾坪 中沢

一畑百坪 川合

一畑百坪 御室

メ八百坪来亥年漆苗蒔付畑申付屋敷<sup>(享保一六)</sup>

戊八月<sup>(享保一五)</sup>

次は漆種の請取證であつた。

覚<sup>(12)</sup>

一漆種壹石五斗七升

村方願申上分

一同 式升

御用漆種

メ壹石七斗七升

右之通来春蒔付可申分兼而村方願申上候処、御用之漆種共ニ此度御渡被下樋ニ請取申候、ひたし置来春人別ニ相渡し可申候、為其如此ニ書付、以上

御用林分を含め郷宛へ下給された漆種を、郷内で戸別に分配した。また「当春迄者漆畑こやし代被下置候<sup>(12)</sup>」と肥料代銭の助成もあつた。

次に植林の支障になる場合における禁伐木の扱いについて、停止五木は相変らず禁伐だが、その他の制止本には伐木許可がおりるようになった。

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(中の一)

漆植場所栗松木伐追願書上控<sup>(17)</sup> 岩郷村

(前略)

漆植場所メ四拾八ヶ所

栗メ一千二百七拾三本

松メ八百七拾四本

右何連茂小バへ木御座候

右者去ル申年漆植場所御願申上御見分致し処、御停止之栗松元切其御願申上御免仕被成候付元切仕候得共、其所々広く切不申候而者漆植

付生立者不及申上ニ、御百姓共一作之かけニ茂罷成御用ニ茂相立不申、

何とそ右之通元切御免被為仰付被下候、以上

享保十四年酉十一月

上松御役所へ奉上申候

郷左衛門  
彦作

伐木許可が下りたのは、五種の停止木以外は従来用材として保護してきた木々も見捨て、生育が早い漆木の植栽が藩および村民のために、より有益だと考えたからである。「御百姓共一作之かけニ茂罷成御用ニ茂相立不申」が、これを如実に物語る。

さらに漆木植栽助成策として漆方御用夫役には扶持米および代銭が下給された。扶持米の件は先にふれたように「其年之御年貢米ニ御指換可被下旨<sup>(12)</sup>」と、こちらも漆植付同様に年貢木の代替が可能だった。次に扶持米が下給される内容のみよう。

岩郷村人足帳<sup>(12)</sup>

一人足三人 右者戌年漆種蒔付

一同 三人 右者酉戌年分漆苗草取

一同 五人 右者酉年御用漆林江植付場所下刈

切起 新田畑 <sup>0</sup> 元文5年	有漆 <sup>d</sup> g)		下給品 <sup>b</sup> )		漆植場伐木数 <sup>h</sup> )		山漆実請払高 <sup>i</sup> )	
	数量 享保17年	拝借銀 享保15年	漆種	漆苗	栗木	松	数量	金額
			享保14・15年		享保14年		享保15年	
	本	匁	升	本	本	本	升	匁
27.14	830	126	12	211	93		3.2	83
2.00	22		3					
0.28	185		5		375	89	48.7	422
3.03	150	16	1	52			3.0	25
6.26	77		7		6	17	16.3	141
1.08	414	4	9	18			12.8	112
0.19	84				86	195	28.3	216
2.00	645	10	13	13				
			6	2,001	330	115	20.5	173
			5	5				
0.25	175	13	66	31	175	66	26.9	238
			12	2,852		17		
	263	22	2				5.4	37
0.25	485		1				25.1	208
			14	14				
			2	2	11	6		
3.11	65		2		2		7.2	62
			2					
			2	2				
2.00	302	9	2	2	28		21.3	185
			5	5				
17.08	291	53	11	16	96	20	34.1	282
			4	4				
1.04	88	39			6	17	26.9	288
			13	2,880	1	24		
	70	16		155	19	42	20.3	412
				3				
4.00	20				12	34	13.1	121
			7	14	83	77	22.0	2,089
11.10	169	31			19	11	19.2	178
			6	6				
			110					
				2,080				

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(中の二)

- f) 「元文五申年 切起新田畑書上ヶ帳 岩郷村」(同)  
g) 「享保十五戌年 岩郷村御百姓古来所持漆木亥年申年迄 指上ヶ御救金拝借割符帳」(同)  
h) 「享保十四酉年 漆植場所栗松木伐追願書上控帳 岩郷村郷左衛門」(同)  
i) 「享保十五年 戌年山漆実請拂覚帳 村井郷左衛門」(同)

[表23] 岩郷村郷別年貢木納高および漆木植立数

郷名と高持百姓数	項目と年度	年貢木数 <sup>a)</sup> 正徳3年 (1713)	左項による 推定下用米	漆木植立数 <sup>b)c)d)</sup>				左項による 推定年貢米 換算高	年貢高 <sup>e)</sup> 元文4年 (1739)
				享保13年 (1728)	享保14年 (1729)	享保17年 (1732)	合計		
児野	5戸	1,214.0	斗	本	本	本	本	石	斗
野寺	社			2,854	2,060	1,724	6,638	44.25	30.64
田沢	3戸	816.0	24.48	768			768		
郷中	林			324		431	755	5.04	7.83
社木	8戸	1,680.0	50.4	320	384		704		
郷中	林			1,240	360	709	2,309	15.39	30.38
御室	3戸	488.0	14.64	536			536		
郷中	林			953		847	1,800	11.99	13.43
川合	10戸	1,962.0	58.86	536			536		
郷中	林			1,468	900	1,141	3,513	23.38	36.74
中沢	10戸	1,973.0	59.25	2,940	720	150	3,810		
郷中	林			2,394		1,093	3,487	23.26	27.32
万郡	11戸	1,786.0	53.57	814			814		
郷中	林			1,620	800	658	3,078	20.52	24.96
越畑	9戸	1,634.0	49.05	480			480		
郷中	林			2,113	2,432	615	5,160	34.39	33.70
塩湖	14戸	2,888.0	86.64	768			768		
郷中	林			660	2,400	352	3,412	22.72	29.46
上平	7戸	741.0	22.23	1,515			1,515		
郷中	林			2,220		449	2,669	17.79	6.71
沼田野	11戸	1,879.0	50.25	1,566			1,566		
郷中	林			632		1,266	1,898	12.66	40.58
鳥居	1戸	408.0	12.24	1,515			1,515		
郷中	林			792			792		
神戸	6戸	908.0	27.24	113			113		
郷中	林			1,250	900	295	2,150	2.71	9.23
寺社	林			250			250		
板敷野	16戸	3,736.0	112.08	250			250		
郷中	林			2,358	1,700	1,026	5,084	33.89	59.61
和合	11戸	1,729.0	46.88	492			492		
郷中	林			3,628	820	889	5,337	36.24	44.36
田尻・川湖	9戸	1,071.0	32.13						
郷中	林			1,768	376	659	2,803	18.69	28.44
長田	7戸	1,062.0	31.88	210	2,160		2,370		
郷中	林			722	1,430	451	2,603	10.16	21.77
橋詰	3戸	520.0	15.61						
郷中	林			668	100	203	971	6.48	3.82
伊谷	13戸	1,437.0	27.54	725			725		
郷中	林			1,634	150	652	2,436	16.24	31.53
正沢	5戸	1,218.0	36.55	725			725		
郷中	林			406	150	364	920	6.14	19.39
嶋郷	1戸								
郷中	林					108	108	0.72	26.90
岩郷	村中			2,130			2,130		
舟人	林			1,080			1,080		
御用	林				500		500		
				5,712	10,500		16,212		

注) 史料が全村悉皆記帳の年貢木数、漆木植立数、年貢米実高以外の項目は、村内の部分的記録であることを断わっておく。

出所史料 a) 「正徳三巳年 岩郷村御役木御年貢萬納帳 村井郷左衛門」(徳川林政史研究所蔵)

b) 「享保十三申年 岩郷村漆植場所書上控」(同)

c) 「享保十四酉年 木曾岩郷村追願漆植場所願書控」(同)

d) 「御年貢木調覚帳 享保十七年岩郷村御年貢高植附漆書上帳 児野九郎左衛門」(同)

e) 「元文四未年 岩郷村御年貢上納帳 児野九郎左衛門」(同)

一同 六人 右者戌年漆実とらせ其外漆木御手当

(後略)

メ八拾七人 御扶持米八斗七升 但壱人壱升宛

右之通り当御年貢米ニ御指換被下候様ニ御座候

漆植付助成策の最後に有漆について触れよう。有漆とは「村々古來令所持仕來り申候漆、目通り六寸廻り以上御用ニ相立候分、為御救御金拝借相渡申処実正也、御返上之儀者拾ヶ年之間無利成崩し右元金御役所江上納可仕候<sup>(30)</sup>」とあって、今回の漆植付策時に既に山野に生育していた漆木のこと、始源はかつて藩が留山に植付けたものともいわれるが明確ではない。目測で幹廻り六寸以上の木が対象となり、すでに成木になっているために漆実の収穫ができるので、漆役所は保護を命じて札を付け(札木という)させるだけでなく、村民救済のためにこの漆札木に対して御救金を貸し付け、期限は一〇年で無利子だった。ただし「右漆札木ニ被仰付御改之上御預り申候上者、私用として漆かき申儀漆之実取候儀堅仕間敷候、右返金年符相済次第漆木主江御戻し被遊可被下候<sup>(31)</sup>」と御救金拝借中木主(持主)は、私用の漆掻きや漆実採取が禁じられた。有漆救済拝借金の一端をみよう。

享保十五年

岩郷村有漆御拝借金請取控<sup>(32)</sup>

一五本 御借銀拾四匁

橋詰 長兵衛

但來亥年令申年迄拾ヶ年符壱ヶ年ニ銀壱匁四分宛

一四本 御借銀拾壹匁

長田 久平

但壱ヶ年ニ壱匁分宛無利出崩しニ御返上可申上候

一拾六本 御借銀六拾匁

塩淵 与右衛門

但壱ヶ年ニ六匁宛右同斷

一三拾三本 御借銀百拾貳匁 兎野 彦作

但壱ヶ年ニ銀拾壹匁貳分宛右同斷

(後略)

木数メ百拾貳本

銀メ四百四拾壹匁

壱ヶ年分銀メ四拾四匁分宛

毎歳六月廿九日御役所江差上申筈ニ候

この記録にある有漆一・二本に対する拝借金(救済金)の銀四四一匁は、漆木一本当たり平均で三匁九分だが、人別によって差があるのは漆木の状態によるものなのかも知れない。拝借金の返済には「夫々ニ小割有之ニ付其村庄屋間屋年寄組頭引請、其金高二心し年々返上仕訳ニ候<sup>(33)</sup>」と、村方の保証と責任を促している。

この時代、木曾における漆木の産物は漆蠟の原料である山漆の実で、「山漆之美御用ニ付時節能時分取立原畑御役所江指上候様ニ、御金拝借仕候村方者不及申ニ前金借用不仕村々共ニ随分心懸ヶ、出精取立右御役所江指上可申候<sup>(34)</sup>」と、漆実(御用品)のためにすべて上松の漆御役所を通すことになっていた。それは漆実が年貢木に代る年貢上納品になったこと、有漆に対する御救金の制度、漆上納分を超過した役所からの奨励「手柄次第」による増産漆の「向後御用」品に対する前渡金慣行等が存在するためだが、一方では「山漆<sup>(白膠木)</sup>ぬるて共ニ今年者成年ニ而所々沢山ニ相見候村、無如在時節能時分取可被申候、代錢等前方ニ請取度村々者役所迄可被申越候、尤去年令追々前金拝借之者在之村々者猶以今年漆之実ニ而上納致し、万一漆之實不足之村者金子返上申仕<sup>(35)</sup>」とか、「山漆実前金御借り被成候方者猶更御出精可被成候<sup>(36)</sup>」という雰囲気の中では、「去年なと若ヶ取し実ニ而一向御用ニ



立不申候儀之村々、特ニ御心得種之手本一ヶ村江一袋つ、遣申間如此熟実候ハ、無油断取候様ニ可被成候<sup>(16)</sup>等現場には聊かの混乱もあつたようである。しかし漆実の収穫は植付後一〇年以上を要するので、この記録の収穫は有漆と推定される。有漆生産の全体は目下詳かでないが、漆役所請払記録<sup>(17)</sup>の一部を次に示す。

覚

一山漆実五石七斗 代錢五貫百七拾八文

但壹百文ニ付壹斗壹升かへ

一同 四斗七升 代錢貳百三拾三文

実メ 六石壹斗七升

代メ 五貫四百拾五文 金ニメ壹両三百拾五文

両替五メ百文

右之通御座候、内壹両者当正月御拝借仕候分ニ御指換

残而三百拾五文 松岡平蔵殿へ請取相済申候

享保十五年戌十月廿三日

上松漆御役所

(岩郷) 郷左衛門  
彦 作

錢への両替にあたり五パーセント程の鞘を含んで換算されてもいるが、漆実代錢五貫四一五文が上松漆役所から岩郷村庄屋郷左衛門・彦作に支払われた。また「壹百文ニ付壹斗壹升かへ」から一本に付五合の漆実が採れるとして、錢五、〇〇〇文一貫当たり一、〇〇〇本の漆木が必要とされる推論は無理ではなからう。しかしそれは漆木が成木になる植付一〇年後のこと、この時期の有漆実収穫は少量でまだ将来にむけての試行期だった。

かくて漆役所による漆林の管理は、村方を徐々に組みこんでいった。「今

近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(中の一)

度宿村共ニ漆之儀御用林并村林共ニ取扱之事、福島各郷引請取扱之筈ニ申渡有之由(中略)弥以大切ニ引請取扱可被申事ニ存候、左候へ者初年分相立候宿村漆役之面々者其儘名目付置可被申候共(中略)宿村漆役者庄屋問屋年寄組頭と相定候上者、漆役此方分相立申ニ不及候、向後漆役者村方了解次第ニ可被致候」と、漆役を役人から、宿は問屋年寄、村は庄屋組頭江之委嘱に転じていった。そして監督業務として「右之通各郷引請ニ相成候上者弥以無如在御用林之儀、別而草苜暑寒之手当、馬鹿猿などさわり申か、風雨ニ漆損候か、生立善悪之事并追々実茂付候間其時々役所江注進可被申事者勿論之事ニ候、此方分茂不意ニ時々見分ニ茂遣可申候<sup>(18)</sup>」と漆山の見廻りを、予告抜きで実施するとも宣言している。

### ③ 漆木植栽策の行方

近世において、過剰な開発によつて山野流域の荒廃が進むことを危惧し、新規の開墾を禁じて植樹し、自然な生態系の維持と原風景の復活を命じて制定された寛文六年の「諸国山川掟」は享保七年に廃止され、新田開発の奨励へと大きく転回した。それは領民が生産する米穀に賦課した年貢で幕藩経営を維持してきた封建経済体制が、貨幣経済の浸透や消費の拡大によつて揺るぎ始めたことを意味する。為政者側は年貢の増徴をはかるために新田を開発し、またその不足を補おうと換金作物の導入を奨励した。この頃から栽培が増加した作物を四木三草と呼び、『地方凡例録』では桑・楮・漆・茶と麻・藍・紅花をあげている。

そこで東北諸藩では果実から漆蠟が、樹皮から液漆がとれる漆木の植栽が奨励された。財政改革の目的から会津藩には享保から延享の最盛期に一八〇万本の漆木があり、領民は一定数の漆木を役木として植え、四尺廻

り一本につき漆実一升五合(後に蠟二匁に変更)を漆木役として上納した。<sup>(139)</sup>米沢藩では漆木一〇〇本につき蠟三五〇匁を上納し、藩全体では一〇〇万本の植栽計画をたて苗木一本の植付に錢二〇文を下付した。<sup>(140)</sup>当時の木曾山漆木植栽の目的は木蠟採取に重点がおかれ、西南諸藩では同じ目的で檀が植栽された。熊本藩では高一〇石につき檀苗三本宛を供与し、その上肥料代を貸付け、さらに収穫を担保に七年の償還期間で月三毛の利子貸付金制度があった。薩摩藩では年貢代替品として、檀実を一俵(四斗五升)につき米七升二合(後に五升に変更)の換算で徴収した。<sup>(141)</sup>

こうしてみると、木曾山の漆木植栽奨励策の気運がみえてくる。享保期に年貢増徴策のため「諸国山川掟」よりも新田開発にむかった情勢を背景に、平地が少ない木曾山地方では生長の遅い森林資源の中で、換金作物の代替になる樹木として漆が藩庁から指定されたが、それは領民の自由裁量による植栽ではなかった。したがって他藩同様それは藩の専売制の下におかれた。木曾山における漆木植栽の広がりについて古沢友三郎氏は、木曾三〇ヶ村の総量一〇九万七、九九五本と村ごとの内訳を紹介しているが、しかし当時全国一といわれた会津藩の一八〇万本に比べて数値が大きく、また根拠となる史料の標題も「谷中漆植場見立」となっていることから、米沢藩の一〇〇万本計画の如く見込値もまじってるとも考えられるが、筆者には史料未見のためこれ以上のことは不明である。だが本稿でとりあげた岩郷村の件で使用した史料には、「只今迄植付申候」とある数はこの「見立」数値を下まわる。

次の問題は漆木植栽施策その後の推移で、古沢氏は「極めて記録が乏しくなる」ところから、「施策は失敗に終わったと考えられる」と述べ、筆者もこの点に同意するものだが、その理由に氏があげる「貧しい住民にとつ

ては、手間と銭がかかり十年経たないと収益の上がらない漆木の育成」に問題があったという見解とは少し異なり、この他にもっと大きな要因があったと考えたい。木曾山の漆木植栽の主目的が木蠟採取にあったことは既に述べた。木蠟には漆蠟の他に黄檀からとる檀蠟があり、この方が漆蠟より品質において優れていたことは、檀蠟が近代にむけて木蠟市場を席巻していったことから裏付けられる。そのため檀蠟は近世後期から大坂や江戸市場を占領し、価格が低落した漆蠟は貨幣経済の浸透と市場経済の拡大にのみこまれてしまったのも史実であり、この点で米沢藩の研究において市場価格問題を指摘した渡部史夫氏の成果に同調するものである。<sup>(145)</sup>渡部氏はさらに米沢藩の場合、より有利な価格をめざして領民は植付地を桑畑に、漆木収穫の目標を漆実から搔取による液漆(永漆)にと転換したことも、米沢の特色にあげている。

最後に木曾塗りについて一言ふれると、福島宿郊外の八沢は慶長五年から遣わされた谷中白木の一部二一〇駄の内「五拾駄八沢塗物屋中」とあり、また天保十四年の福島宿八沢の職業は「町並四拾六軒内七軒塗師屋」とあって、当時の八沢塗りの存在が伺える。しかし原料漆の「多くは移入したものだろう」といわれ、八沢塗りは近代まで続くことはなかった。一方現在奈良井と平沢の漆器業は全国的に有名だが、原料漆は以前から北信濃地方や越後から移入していた。<sup>(146)</sup>このように木曾山の漆木は木蠟に重点が置かれた山漆の植栽だったために、漆蠟と運命をもとにすることとなり、この点上杉鷹山が企図した米沢藩の場合と共通性をもっていたと推察される。

註

- (83) 所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、一九七五年)、六五八頁。
- (84) 「寛文五年今安永六年迄木曾惣山并三ヶ村七宗山御材木惣木数員数控」(徳川林政史研究所蔵)
- (85) 「延宝―宝永 神戸木材文書二」(徳川林政史研究所蔵)中の「未十二月 乍恐奉願書 恵那郡三ヶ村庄屋控書」。
- (86) 「享保以降 付知山仕出記録 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)中の「一札之事」。
- (87) 前掲(86)中の「覚」。
- (88) 前掲(86)中の「一札」。
- (89) 前掲(86)中の「覚」。ただし(87)とは別冊。
- (90) 前掲(86)中の「借用申金子之事」。
- (91) 「享保十六・十七年 付知山捨物仕切帳 王瀧村松原記録」(徳川林政史研究所蔵)中の「未付知山捨物仕切帳」。
- (92) 「天明文化天保元治明治 松原氏雑録式」(徳川林政史研究所蔵)中の「寛保元酉年 伊奈三ッ沢山一件留 用事荒増覚 松原彦三郎」。
- (93) 前掲(92)。
- (94) 「元文五年―寛保二年 三ッ沢山材木仕切其外一卷 松原彦右衛門」(徳川林政史研究所蔵・松原文書)中の「相定申證文之事」。
- (95) 「元文五年 三ッ沢山袖方日用椀下し惣目録帳 王瀧村松原記録」(徳川林政史研究所蔵)中の「覚」。
- (96) 「寛保貳年 三ッ沢山諸木仕切帳 王瀧村松原記録」(徳川林政史研究所蔵)。
- (97) 「安永二年 甲州郡内領奥山村百姓山伐出一件 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)中の「材木伐出申相対證文之事 松原文書二」の「覚」。
- (98) 前掲(97)中の「一札之事」。
- (99) 前掲(97)中の「相對一札之事」。
- (100) 前掲(97)中の「差出申一札之事」。
- (101) 「元文―安永 商人仕出状二 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)中の「目

録」。

- (102) 前掲(97)中の「覚」。
- (103) 「元文―明治 王瀧村松原氏雑録 その三」(徳川林政史研究所蔵)中の「乍恐奉願上口上之事」。
- (104) 前掲(103)「雑録その壱」中の「組合自村願達留 乍恐奉願上口上御事」。
- (105) 「享保十三年 漆方萬覚帳 岩郷村 村井郷右衛門」(徳川林政史研究所蔵)中の「漆之儀ニ付被仰出覚」。
- (106) 「享保十三年 岩郷村漆植場所書上控」(徳川林政史研究所蔵)中の「奉願岩郷村漆植場所之覚」。
- (107) 「木曾古書類二」(徳川林政史研究所蔵)中の「元禄三年 御法度書覚 王瀧村松原六兵衛」。
- (108) 前掲(105)。
- (109) 前掲(105)中の「享保十五戌年 覚」。
- (110) 前掲(105)中の「享保十四酉年 覚」。
- (111) 「享保十七年 岩郷村御年貢高植付漆書上帳 児野九郎左衛門」(徳川林政史研究所蔵)。
- (112) 前掲(110)。
- (113) 前掲(106)。
- (114) 前掲(106)。
- (115) 前掲(109)。
- (116) 前掲(109)。
- (117) 前掲(109)。
- (118) 前掲(106)。
- (119) 拙稿「木曾山における年貢木制廃止後の漆木植栽策考―尾張藩の享保林政改革を中心に―」(徳川林政史研究所『研究紀要』第四二号、二〇〇八年)。
- (120) 前掲(106)。
- (121) 前掲(118)。
- (122) 前掲(105)中の「享保十五戌年 覚」。
- (123) 前掲(105)中の「享保十四酉年 題欠」。

- (124) 前掲(105)中の「覚」。
- (125) 前掲(105)中の「享保十三甲年 覚」。
- (126) 前掲(106)中の「覚」。
- (127) 前掲(105)中の「漆植場所栗松木伐追願書上控 岩郷村」。
- (128) 前掲(109)。
- (129) 前掲(105)中の「享保十五年 漆木御用ニ付御泊り并御用林人足控帳 岩郷村」。
- (130) 前掲(105)中の「木曾村々之内古来今所持之漆目通り六寸廻り以上御用ニ立候 分御改年符ニ指上為御救御金拝借仕覚」。
- (131) 前掲(105)中の「享保十五戌年 岩郷村有漆御拝借金請取控帳」。
- (132) 前掲(105)中の「享保十五戌年 覚」。
- (133) 前掲(132)。
- (134) 前掲(105)中の「享保十七子年 覚」。
- (135) 前掲(105)中の「享保十七子年 題欠」。
- (136) 前掲(135)。
- (137) 前掲(105)中の「享保十五戌年 覚」。
- (138) 前掲(105)中の「享保十七子年 急度承知可有之覚」。
- (139) 庄司吉之助「会津の漆と蠟」(地方史研究協議会編『日本産業史大系 3、東北地方編』、東京大学出版会、一九六一年)。
- (140) 深津正『燈用植物』(法政大学出版局、一九八三年)。
- (141) 前掲(140)。
- (142) 古沢友三郎「近世木曾山木材仕出における杣総頭―中山道上松宿岡村家の場合―(一)・(二)」「信濃」第五八卷第五号・第七号、二〇〇六年)。
- (143) 前掲(141)。
- (144) 前掲(142)。
- (145) 渡部史夫『米沢藩の特産業と専売制―青苧・漆蠟・養蚕業―』(不忘出版・遠藤書店、一九七六年)。
- (146) 『宝永四亥年 木曾旧規矩』(徳川林政史研究所蔵)。
- (147) 『木曾福島町史 上巻』(長野県福島町、一九五四年)。
- (148) 『桧物と宿でくらす人々 木曾檜川村誌三、近世編』(長野県檜川村、一九九八年)。